

「玉村町ちよい寄り MAP」掲載店舗の募集

町内にあるさまざまな“おいしい”スポットを町内外問わず、より多くの方に知っていただき、各店舗の利用促進に繋げるため、ガイドマップを作成することとなりました。

また、立ち寄りスポットなども掲載し、“玉村町を楽しむ”情報を充実させることで、来訪者に円滑な旅を提供するとともに、町内需要・地域経済の活性化を目指します！

本マップ作成にあたり、掲載店舗を募集します！

【ガイドマップ概要】

○名称：玉村町ちよい寄り MAP

○掲載内容：表面…町内飲食店約 20 店舗

裏面…お肉に関わるスポット、立ち寄りスポット、カフェ、お土産、周辺
宿泊施設、周辺温泉地等の情報

○仕様：カラー、サイズ B3 (364mm×515mm) 程度、長辺蛇腹 5 山+2 つ折り (マップ折り)

○予定発行部数：約 1 万 3,000 部

○予定配布先：町内各公共施設、店舗等各協力企業、県内各協力道の駅、県内各協力温泉施設、県内各協力宿泊施設、県内各鉄道駅ほか

○発行予定日：令和 5 年 3 月

【募集概要】

○掲載店舗募集枠数：約 20 店舗

○掲載枠：別添「マップイメージ」をご参照ください。

○掲載料：無料（掲載料は無料ですが、取材・写真撮影にあたり、被写体（料理、物品など）の無償提供のご協力をお願いいたします。）

【申込方法】

○申込できる店舗 下記のすべてに該当する店舗が申し込み可能です。

◆町内にある飲食店、グルメ商品販売店、事業者であること。

◆掲載希望者が玉村町ちよい寄りマップの主旨を理解し、賛同していること。

◆店舗運営にあたり必要な許認可・資格等を有していること。

◆チェーン店ではないこと（フランチャイズは可）。

◆関係する感染拡大予防ガイドラインに係る責務等を果たし、感染拡大防止策を徹底していること。

- ◆反社会的勢力と関わっておらず、業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていないこと。
- ◆経営者又は従業員等が玉村町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、総会屋またはこれに準ずる者に該当していないこと。
- ◆風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当していないこと。

○申込方法

別添「掲載申込書」に必要事項を記入のうえ、下記あてにメール、FAX または郵送にて提出してください。直接窓口へ持参していただいても結構です。

○申込先

〒370-1192 玉村町大字下新田 201
玉村町魅力発信機構 事務局（玉村町役場企画課内）
受付時間：8：30～12：00、13：00～17：15
電話：0270-64-7711 FAX：0270-65-2592
E-mail：kikou@tama-miryoku.com

申込締切 令和4年9月22日（木） 〆切 ※必着

【掲載店舗の決定について】

- 募集締め切り後に募集件数の状況や店舗業種のバランスを鑑みて、掲載店舗を決めさせていただきます。応募いただきましたも掲載できない場合がありますので、予めご了承ください。
- 掲載個所（表面・裏面）につきましては、誠に勝手ながら事務局にて設定させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 掲載が決定した店舗につきましては、掲載個所や詳細を別途ご連絡いたします。

【その他留意事項等】

- 掲載にあたっては、各店舗にお伺いして取材（写真撮影・聞き取り）させていただきますが、状況により、宣材写真などの提供をお願いする場合がございます。
- 新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、取材期間が変更または延期となる場合がございますのでご了承ください。

【問い合わせ先】お気軽にご相談ください！

玉村町魅力発信機構 事務局（玉村町役場企画課内） 電話：0270-64-7711